

L  
A  
16

社会調査資料(第三卷)

本府に於ける

ワールド・ウエイクとしての発展の歴史

第二回 不況の克服と発展の歴史

国立保健医療科学院蔵書



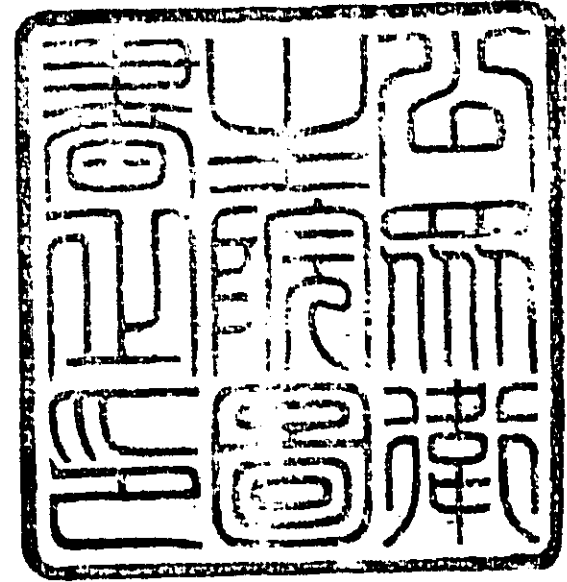
\*10012073\*

L  
A  
16

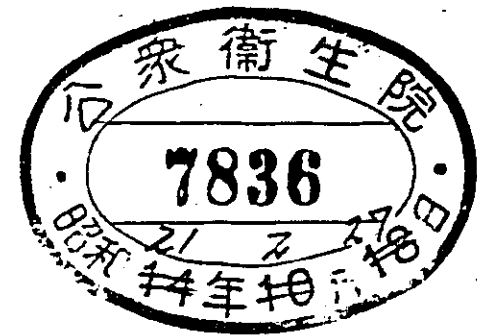
東京府立総合資料館蔵書

7836

L
A
16



昭和四年四月七日  
 川上理一先生  
 寄贈  
 厚生省研究所



## はしがき

公に行はれてゐる児童保護事業の實狀を正直に纏めて見る事は、當事者たる吾々自身の反省のために、また新たに事を始むる方々への参考のために爲さねばならない不許不である。

この報告はまだ不完全であり、他日の機會に改訂せらるべきは當然であるが、過去五箇年間に比較的純眞な氣持で、多くもない血潮の全部をさしげて吾々が惡戰苦闘した活動のドキュメントである。この書を手にしせらるゝの諸賢、希くは形の不備に拘らず寧ろ事業従事者の靈たまの響きに移入せられんことを。

大正十五年三月

本府に於けるフィールド、ウアークミとしての児童保護事業

——第一部 不良浮浪児童の部——

目次

一 事業發生の動機……………	二
二 事業内容……………	七
三 不良児童の保護經過に就て……………	一三
統計的觀察	
1 取扱児童年度別……………	一四
2 不良行爲の内容に關して……………	一七
3 兩親の有無及び主たる保護者……………	二一
4 保護依頼者の種類……………	二九
5 家族人員數……………	三一
6 家族收入概算……………	三四
7 児童の教育程度……………	三七

8	就職の有無と初回就職年齢別及び轉職回数別	四二
9	保護處置と保護打切り理由	四七
10	訪問保護児童に就て	五四

個別的記述

二拾「ケース」	自六九 至一七二
---------	-------------

本府に於ける

フィールド、ウアークとしての児童保護事業

——第一部 不良浮浪児童の部——

社會事業最近の傾向は其の外延量的の擴張より内包量的充實に移つて行つたと云ふことが出来る。殊に児童保護の方面に於ては漸次院内保護より院外保護に移り、各個児童の問題を各個児童自身の問題として考慮し、苟くも抽象的思惟の上にはあらはれたるものとして、取扱つてはならないと云ふ様に考へらるゝに至つた。

この傾向の具體的にはあらはれたものとして、児童保護に關する社會的個別的診査及び保護の事業を擧げることが出来る。本府の児童保護員の事業は實にこの児童問題の個別化従つては其の保護の個別化と云ふことを主旨とした事業である。

大正九年四月に東京府児童保護員事業が始められてから、滿五ヶ年を経過し其の取扱つた児童の數も既に四千數百に達しこの機會に於て一度既往を顧ることとは事業將來の進展を計る上に最適當で

あると考へらるゝから次に吾々は其の経過を述べて斯道關係諸賢の教示を受けたいと思ふのである

## 一 事業發生の動機

五ヶ年間の歳月を経たる東京府児童保護員事業の内容を明らかにする上に如何なる實際的動機によりて斯る事業を始むるに到つたかを明らかにすることは種々の意味に於て決して無意義ではないと思ふ。

明治三十三年吾が國に於ては感化法の發布を見た。而して其の法の主旨とする所は不良行爲をなし又はなす虞ある十八才以下の児童を一施設内に收容してこれを感化教養せんとすることにあるは勿論である。この法規に基きて吾が東京府に於ては明治三十九年四月一日より感化法が施行せられ同年四月一日より東京市養育院感化部井ノ頭學校が府の代用感化院となり明治四十二年四月一日より家庭學校及び東京感化院が東京府の代用感化院となつた。次で明治四十三年十二月二十六日府立感化院が小笠原父島扇村字洲崎に設置せられたのである。斯くの如く感化法の施行に次で感化院の數も増加して來たのであるが、其の感化院に收容する児童は如何にして決定せられたであらうか、不良行爲をなし、又はなす虞ある児童と云ふ様な普遍的概念の下に包攝せらるゝ児童は種々雑多であるに拘はらず從來は其の概念のみを以て児童の生涯の廻轉期を規定し感化院入院の適否を定めた傾向があつたのである。斯かる一般的な取扱ひ方は個人が個人として有する問題を尊重して其の個人の問題の内容に従つて解決なり保護なりの方法を立てねばならぬと云ふ考へ方からは到底許し得

べきことではない。この最後の考へ方を幾分か實現するために大正六年に始めて東京府児童鑑別委員會なるものが組織せられた。

児童鑑別委員會なるものは児童の一般心理教育に付ての研究者と精神病の研究者と低能者の研究者との三者の集合であつて警察官署、市町村長から感化院入院に關する上申のあつたものに付て直接其の児童に面接し、極めて簡單ではあるが幾分の個別的診査を行ひ入院の適當不適當を定めるところとなつた。

この施設によつて吾々は不良行爲をなす児童として問題になつた種々の「ケース」の内容が非常に異つておると云ふことを實驗することが出來た。其の一二の例をあげてみると、或相當家庭の年齢十二歳になる小學校六年在學の男兒が十歳頃から學校を嫌ひ時々學校に通ふと云ふ様に装ひつゝ淺草公園に遊び活動寫眞の觀覽にふけり、小使錢の使ひ方漸次に増大し遂に家人の金錢を無斷持ち出すに到り、更に親戚知己等を辿りて金品を詐取するの悪習を獲るに到つた。家庭はこれに對し或は叱責し或は訓戒し種々其の感化に盡したのであるが、これを救治することが出來なかつた。依つて所轄の警察官署に出席し感化院入院の上申をすることゝなつた。所がこの児童が鑑別委員會に出席した時、其の時まで注意し得なかつた事實を發見した。其れはこの児童が強度の近視眼鏡をかけておるのであるが、この眼鏡が適當なるや否やに疑問のあることである。依つて眼科専門醫の診察の要あるをすゝめたのであるが其の後に児童の眼は亂視であつて近眼鏡を用ふれば注意の散慢を來たし學業仕事等に興味をもつことが出來ないと云ふことが判明したから直ちにこの方面の手當をな



し通學をすゝめたのである。其の後二三度所謂不良行爲を繰り返したのであるが、漸次學業に親しみを生じ、今日では或中學校に在學して相當の成績をおさめ、不良行爲の如き全然跡を斷つたと云ふ様な「ケース」がある。

又同様に「不良行爲をなす」と云ふことを問題とした兒童のうちには精神能力が低格であつて不良行爲そのものゝ矯正よりも教育方法の適當を期することが先決問題であつて感化院に入院せしむるよりも、むしろ精神低格者の教養機關に入るべき性質の兒童の「ケース」もあり、心身は正常に發達しておるが父は終日外出して勞務に就き、母は繼母で適當なる保護を缺いておると云ふ様な「ケース」もあり、嚴密に云へば同一なる「ケース」と思はるゝものは一つもなく、皆悉く異つた問題の所有者であると云ふことが發見せられたのである。斯様に兒童鑑別委員會の創設に依りて吾人は各「ケース」の相異の甚だしきを認め得たのであるがこの施設に於ける重大なる缺點が四つあると云ふことが出来る。其の第一は鑑別委員會に於ては兒童其の者と面接することが出来るのであるが兒童の有する問題の社會的意義を考察するに足る所の各種の材料を得ることが困難である。即ち其の家庭の有する歴史家庭の現状及び其の環境狀況、學校教育に於ける兒童の經歷、兒童と長期間接觸せる教育者の意見、兒童の職業に關する經歷、兒童が今日に到るまで如何なる「プロセス」を経て來たかと云ふ様な現在の兒童の状態を發生せしめた所の基礎を理解することが出来ない、少くとも兒童自身及び兒童の兩親の言葉を通するより外に何等の材料を得べき道を有しないことである。

次に鑑別委員會の制度に於て缺點と認むべきことはこの委員會に於て感化院に入院せしめらるべきものと然らざるものとを區別するのであるが前者に付ては從來兒童が感化院に入院せしめらるゝと其の家庭に於ては所謂「厄介拂ひ」をしたと云ふ様な風に感ぜらるゝのと自己の家庭から感化院へ入院した様な兒童を出したことを世間に知らせたくないと思へる關係上兒童は絶縁状態になり相當年齢に達し家庭經濟を補助し得ると云ふ見込みを生じて始めて感化院と交渉を始むると云ふ様な状態に陥ると云ふのが普通である。乍然從來の經驗によれば感化院に於ける兒童教化の成否は家庭そのものが其の兒童の現在及び將來に關して如何に關心するかと云ふことに多大の關係があるのであるから感化院の事業をして完成せしむるには一面兒童家庭の整理を怠らずして兩者の關係を緊密にするに云ふことは缺くべからざる仕事の一である。

又感化院に入院せしむる事を適當としない兒童の取扱に付ては其の後の保護教養に付て家庭なり又保護者なりの相談相手とならなければならぬのであり事實種々教養方法を示したのであるが、其れが果して實行し得たか如何か又實行せる結果に如何になつたかと云ふ様な其の後の経過を知ることとは保護の徹底を期する上には缺くべからざる事であるに拘らず、この方面の消息を知ることの出来得ないことである。

第三に更らに重大なる缺陷はこの鑑別委員會に於ては種々の事情によりて支配せられ既に不良行爲をなすに到つたのみでなく更らに警察官署に數回乃至十數回も引き出され惡癖牢乎として抜くべからざる状態に到つたものゝみが來會する様な傾向があるのであるが斯かる事は兒童保護本來の趣

旨に於て當を得たことであるとは云ひ得ないことである。豫防的方法を以てこの種事業の本質であるとするならば既に不良化の程度甚だしくなつて始めて保護方法を考慮すると云ふ状態を脱して家庭なり學校なり又は其の他の保護者に於て多少なりとも異常状態を認められた時に相當の保護方法を講ずるのでなければならぬ。しかし斯かる事は上記の鑑別委員會の如き施設に於ては到底行ひ得ないことである。

最後に考ふべき事は兒童の身體精神の診査と云つても單に一時間や三十分の接見を以ては到底完全は期し得らるゝことではない。鑑別會に出席した兒童は既に一種の不安な氣分にをそはれ平素と多少とも異なる心的状態に置かれておる。しかるに吾々の眞に知らねばならぬのは平素の身心其のものであるから、兎に角特別の施設を以てこれを觀察するの便宜を具へなければならぬ。殊に發作的な病患を有するものに付ては繼續的觀察の必要があるのであるが斯かる事は鑑別委員會のみの施設に於ては到底出來得る事ではない。例へ一時保護事業の如きものがあるにしても觀察者其のものが診査する所のものでない限り其の平素の觀測は適當ならざる場合の少くないと云ふ虞がある。

此の如く上の四つの缺陷のうち最後の缺陷を補はんが爲には大正十年十二月より府下瀧の川學園に委託して兒童研究所を設置し前三者の缺陷を補はんが爲に兒童保護員なるものを設置するに到つたのである。兒童保護員設置の趣旨大要左の如くであるが其愈々設置せらるゝに到るや更に根本問題の存するものがあり單に上記の缺陷を補ふに止らず他の方面に活動の範圍を擴張したのである。

## 二 事業 内容

前述した様に兒童保護員なるものを初めて設置した動機は兒童鑑別委員會の缺陷を補はんとした事であるが乍然愈々其の事業を開設した時には一層根本に立ち入りて、兒童問題の全般に關する個別的取扱ひの方法を講せんとしたのである。従つて其の第一次的任務として定めたものは、

不良兒童保護

浮浪兒童保護

小學校長期缺席兒童保護

であつた。不良浮浪兒童に關する保護の實施方法は東京市内は勿論市に隣接せる町村所在の警察官署、検事局等を定期に巡回して此處で問題となつた所の兒童の所在を知り家庭を訪問して一定の調査カードによりて實情を調査すると同時に保護方法を講究し實施して兒童の經歷、家庭の現狀に依りて要巡回の程度を定め保護方法の結果に徴して或はこれを督勵して就學せしめ或は職業に就かしめ或は家庭に於ける取扱ひ方を指導して行くのである。浮浪兒童の保護に關しては不良兒童の方面と殆ど同様な途をとつたのであるが偶々淺草公園上野公園等に於て浮浪して居る兒童を直接發見して家庭を有する者に於てはこれを家庭に歸らしめ其の後の浮浪を防止する方法を講じ家庭なきものに付ては適當なる社會事業施設を撰んでこれを保護教養せんとしたのである。

しかるに翻つて從來の經驗に徴すれば不良兒童又は浮浪兒童として社會的問題となるものに於ては其の正常なる道程を離るゝ岐點が既に小學校通學の途中にあり、殊に學校を長期缺席して勞働に従ひつゝある時に初まる事例少なからざるを考へた時豫防的方法を講せんとする場合には既に警



察官署の手に移さるゝ以前に保護の手を下すべきを痛感したのである。児童が通學を續けないと云ふ單なる事實の下に含まるゝ理由は種々ある、其の第一に家庭が貧しくして家庭に於て児童を養ひ就學を續ける事が出來ず、職業に従事して少くとも衣食住に要する費用を省くと云ふ程度に家計を補ふがために働かせらるゝがためである。第二には児童の身體が虚弱であるか或は智能力が薄弱であつて學業に親しむことが出來ず、従つて児童自身就學を好まないことがある。第三には友人が悪くして途中誘惑せられて學校を休み勝ちになり遂ひに長期缺席或は事實上の中途退學と云ふ様なことになるのであるが其の何れの場合に於てもこれを其のまゝで放任する時は児童の性行を漸次不良化して行くのであるから通學状況に變化があつた時から保護運動を開始するがために長期缺席児童の保護を始め一面は上記の様な弊害を除去するにつとめ他面に於ては積極的に或は職業の相談をなし或は特別學級へ入學の手續をなす等の方法を講じなくてはならぬ。

児童保護員の第一次の任務として長期缺席児童の保護を考へたのはこれがためである。而してこれ等の児童の所在の發見は主として學校を巡回する事とこの種児童の最も多く存在する様な地區を撰んで戸別調査を行ふことによつたのであるが時には家庭より直接申込み來る様なこともあるのである。一般に保護を要する児童の發見に關しては從來より種々に苦心して來たのであるが今日に到るも未だ適當にして十全なる方法を發見し得ないのを遺憾とする。児童保護員制度の創設せられた當時に於ては上述の二問題に對して其の主力を注ぎ時々乳幼兒の保護、勞働児童の保護、精神薄弱兒の保護と云ふ様なものを取扱つたのであるが漸次此れ等の問題を分化して取扱ふ必要を感じるに

到つた。即ち大正十一年四月頃から勞働児童の保護を始めたのである。其の動機を回顧すれば不良児童を發生せしむる状態としては種々様々のものを擧げ得るのであるが、其のうち最も重大なるは児童が未だ獨立自營する程の確實なる性格を確保せず諸種の誘惑に陥り易き時期に於て兩親の許を離れ諸種の職業を轉々し家庭に於て若しくは學校に於て得たる徳性を毀損し幼き児童の腦裡に潜める純なる觀念が急激に破壊せられ従つて反社會的性情を増長せるに基因する事であるから不良児童としてあらはれざる以前に豫防的保護の方法を講ずるがためには其の就職に際し少くとも其の就職中に於て其の就職先を適當ならしめ、職業的訓練を可及的可能ならしめ就中利害關係を離れ、安心して供に語り得べき友を與ふる事に努めねばならぬ。又長期缺席児童を生せしむる原因に於ても児童が職業に就くことが其の主要なるものであるからこの方面に於ても勞働児童の問題に對して特別の注意を拂はねばならぬのである。然るにこれが保護の實施に於ては不良児童及び長期欠席児童の場合の如くに其の存在と社會的保護の要、不要の如何を識別する簡單なる方法が無いために一層の困難を感じた。而して勞働児童のうち特に保護の必要ある小工場各小商店に就職しつゝあるものに於ては何事もなくこれを訪問して諸種の事情を聴取し、其の要求を訊ねることは却つて徒らに児童及び雇傭主に奇異の感を起さしめ保護の主旨の下に行つた事が反目的な結果を惹起するの虞がある斯かる困難のために本來の「ケースワーク」は實施容易ならず、従つて始めのうちは諸種の工場に於て児童が分擔する仕事の實狀を調査し兼ねて、其の工場に於ける生活状態を視察するに止めた。勞働児童に關する本來の個別的保護事業の最初の試みは大正十二年に東京市幼少年保護所より

就職せしめられたる児童の「アフターケア」を行ふたことである。即ち同所より就職せしめられたる児童を其の雇先に訪問して如何なる職業に如何に従事して居るか現在の職業に従事しつゝ如何なる希望があり、如何なる將來が豫想せらるゝかと云ふことを相談せんとしたのであるが乍然この計畫は殆ど全部期待を裏切られたのであつた、就職後数日ならずして甚しきは就職した即日に逃走し或は「暇乞」をしてをつたからである、而して斯かる結果に陥つた事の理由は同所に入り同所を出でたる児童は既に種々の問題を有し、諸所を浮浪して居つた児童であるがためであると考へられるのである、故に更に一層根本的たらんとして普通の職業紹介事業を通じて就職した一児童の「アフターケア」を行はんとした時、あだかも震災直後の應急事業として東京市隣接町村に數ヶ所の紹介所が建設せられたから、この事業を通じて就職した児童の「アフターケア」を行つたのである、これが大正十二年十二月及び大正十三年三月である。

其の事業の結果は別に報告する機会があるであらうが、結論としては現在迄の職業紹介所の事業方法に依りては到底完全なる職業補導も出來ず、又一般的の保全も出來ないことを悟つた、依つて最近試験的に二、三小學校を中心として其の卒業児童に對して職業上の希望調査を行ひ職業紹介所と連絡して出來得るだけ初期に於ての保護乃至は補導を行はんとしたのである。

斯く種々の方面に渡つて児童の細別的保護を行つてきたのであるが此れだけではまだ最重大なる一面を看過して居ると云ふべきである。

即ち乳幼児の保護これである、尤も極めて「アットランダム」的にはこの事業の創設と共に幾ら

かの乳兒を取扱つて來た。ことに要保護児童の所在發見のために投書箱を利用した時にはこれから發見せられたものは主として乳兒の保護であつたのである。即ち乳兒を残して一家の主婦が他界した時、其の家庭と一乳兒のために労働能力の全體が奪はれ、ために生計を立てる事が出來ないと云ふ様な「ケース」が少なからずあらはれて來たのである。

斯かる「ケース」の保護上重要なるは勿論であるが、乍然「プレベンティブ、ウワイク」の本領としては英國の健康訪問及び健康相談事業の様なものを行つて乳兒の死亡率を減少せしめ健康の増進を計らねばならぬ。大正十一年十月から芝新網町の一部に於て試みたる健康訪問事業はこれである。

この事業は不幸にして大正十二年九月の震災の影響をうけて一時中絶したのであるが、震災後この種事業の必要を感ずること最切なるものがあり、且つ幸にして、東京府社會事業協會の一事業として府下數ヶ所に健康訪問事業が擴張せられて實施せらるゝの運びとなつたから、近く其の結果の發表を見るであらう。而して児童保護員としてはこの擴張せられたる健康訪問事業との聯絡を緊密にし、こゝより生ずる要保護児童の取扱ひに努力しつゝあるのである。

不良浮浪児童と長期缺席児童の個別保護を目的として出發した吾が東京府児童保護員事業は以上の経過を以て、今では幼乳兒、長期缺席兒、不良浮浪児童、労働児童等の保護を行ひ、其の側ら精神薄弱兒、貧困病兒等の保護をなすに到つたのである。而して最初は兎に角児童不良化豫防の事業として始まり種々分化したのであるがこの發生的意味は漸次擧揚せられて今日では夫々獨特の意義

を以て存在してゐることは勿論である。

乍然「ケース」の研究調査及其の適當なる取扱ひは當該「ケース」其のものを分析し研究するの  
 むを以ては到底期せらるべきことではなく、必ず比較研究の便を得なければならぬ。而して其れがた  
 めには社會一般の趨勢傾向を知らねばならぬことは勿論であらうが、乍然斯かる種類の問題を惹起  
 する地區は大體に一定してゐるのであり、其の區域の狀況は個々の「ケース」の性質を決定する有  
 力なる要素であるからこの意味に於て一般社會の狀態よりも一層或る一定區域の調査研究をなさね  
 ばならぬ。加之「ケース」の問題の解決の爲めにはこの地に於ける同種の問題の存在程度を知らね  
 ばならぬことがある。例へば長期缺席兒童の就學を繼續せしめんとしても現在學校に空席が無い爲  
 に入學せしめ得ない時の如き特別に施設を要する場合これである。故に單なる調査の爲めの調査で  
 なくして個別「ケース」の考查の必要に基く地區調査を行つたことがある。即ち大正九年六月に府  
 下日暮里町一圓に付、大正十年三月には四谷谷町、旭町の一部、本所梅森町、柳島中郷、横川町一  
 部、小石川白山御殿町、深川の一部、淺草田中町、下谷金杉下町、品川町の一部、芝新網町、龜戸  
 町の一部に於ける兒童の就學狀況、大正十四年三月には三河島町兒童狀況を調査した。  
 而してこれ等に付ては隨時東京府社會事業協會の會報に掲載した、其の他小區域に付ての調査は  
 必要に應じて隨時行つてきたのである。

以上は東京府保護員事業の經過及び事業内容であるが、其の間個別的取扱ひを行つた兒童は約四  
 千の多數に達し其の各々が各個の經過を以て或は改善せられ、或は従前の狀態に停滯し或は退化し  
 て今日に至つてゐる。而して吾々は其の各種兒童保護の經過を顧みて更らに次に進むべき道を考へ  
 ねばならぬ時期に到達してゐるから次に順次不良兒童の保護經過から述べて見様と思ふ。  
 兒童保護員制度が開始せられて以來取扱つた不良兒童の数は少くも今日まで一五〇〇以上に達し  
 ておるのであるが、其のうち二三年越今日に到るまでも未だ保護の手を離し得ないものがあるこれ  
 等の兒童に付ては其の經過を述ぶること全々無意義ではないにしても單に不良兒童の狀況調査をの  
 み目的としておるのではなく、個々の兒童の保護實施を目的としておる本事業の如きものゝ報告と  
 しては寧ろ保護を打ち切りたる兒童に付て述べることを適當とするが故に吾々は「大正十三年三月末  
 日迄に保護を打ち切りたる兒童に付て其の概要を述べて見たいと思ふ。」

### 三 不良兒童の保護經過に付て

前述した様に大正十三年三月末日迄に保護を打ち切りたる不良兒童としてあらはれたるものゝ保  
 護の實狀を明らかにするに吾々は二様の方法を用ひた。即ち其の第一は統計的觀察であり、其の第  
 二は個々の「ケース」の敘述的方法である。勿論其後者に於ては全體の兒童に付ての記述をするこ  
 とが出来なかつたからして其のうち拾數ケースを撰擇することにした。時間の許す時期に於ては更  
 らに其の續きを公にして諸方の批評を仰がんとするのである。

第一の統計的觀察に於ては、更らにこれを二分して第一は全體の兒童に關して其の保護着手當時  
 (警察、學校、家庭等から保護に關する相談を受け付けた時)の年齢を基準として其の保護依頼者

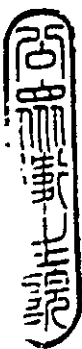
の種類、両親の有無、及び主なる保護者、家族人員數、家族收入概算、教育の程度、就職の有無及び初回就職年齢別、転職回数、不良行爲の種類、保護處置の種類及び保護打切の理由を配し、次に保護者の種類を基準として修學年級との關係及び最初就職年齢との關係とを觀、次に保護の結果を基準として其の保護者との關係、修學經歷との關係、就職年齢との關係、就職の有無及び転職回数との關係を論じた。而してこの項目の撰び方には勿論不十分ではあるが今日迄の經驗上特に兒童の發達變化の上に多大の影響があると考へられたる項目を撰んだのである。

## 統計的觀察

### 1 取扱兒童年度別 (第一表)

大正十三年九月末日迄に既に打ち切つた兒童數を年次的に見ると、第一が大正十年で次が大正十一年、大正九年、大正十二年、大正十三年之れに次いで居るのであるが大正九年に比較的少きは創業最初の年であつて取扱兒童總數も少く従つて打ち切りに到つた兒童も少いが故であり、大正十二年に於て非常に少ないのは、大部分まだ保護中の兒童であつて集計を行ふ時に打ち切つて居らなかつたが故である。打ち切り兒童を年齢別に見ると十七歳が最も多く十六歳これに次ぎ十八歳、十四歳と云ふ順であつて其の他は年齢の少くなるにつれて少くなり又年齢の大きくなるにつれて減少してゐる。

八歳乃至十三歳までの兒童數は二五五で總數の二五、八九%であり、十四歳乃至十八歳までの兒童



の數は六六二であつて總數の六七、二一%に當り十八以上のものは六八で總數の六、九〇%に當る。即ち學齡期に於ける兒童と主として職業訓練をうけるべき時期のものと其れ以上のものとに區別すると第二が最も多く第一期これに次ぎ第三期が最少である。尤も斯くの如き状態は大正九年乃至大正十一年に於ては警察検事局より保護を委託せられたるもの多く、家庭及び學校等よりの申出少く警察検事局等に於てはこの當時未だこの豫防的立場に立ちて兒童の保護を行はんとする兒童保護員制度の意義が徹底して居なかつたがために、年少の兒童はそのまゝに放還し、年長じて初めて保護事業の手にうつす結果に依るのである。殊に當時未だ少年審判所の設けなく他面裁判所に起訴するは餘程の者に限ると云ふ云はば過渡的状态であつたからこの期に於て検事局に擧げられたる兒童が種類年齢の別なく保護を依頼されたが故であり現今の様に一方に少年審判所が建設せられ年長兒童の保護を引受け他方本事業の意義が各關係官署は勿論一般家庭學校等にも徹底した時の状態に於ては其事情は餘程の變化を來たしてゐる事は勿論である。更らに本表は不良兒童として問題となつた兒童に付てのものであるが先に述べた様に勞働兒童の保護長期缺席兒童の保護も共に不良兒童發生豫防の意義を有し得るものとすれば本府兒童保護員が取り扱へる一切の兒童の年齢別表を見た時始めて本事業が有する「プレベンティブ」な意義を發見するに難くはない。此の表にあらはれたる數字は上述の如く兒童保護員が過去五年間に取扱つた不良兒童の全體に付いてのものでなく大正十三年三月末日迄に保護を打ち切りたる兒童に關する數字である。

かくこの表の示す兒童年齢に關する觀察は保護着手年齢の適否に關する一般的觀察とはならない



のであるがこの報告全體が年齢の上からは比較的改善し難き時期に於ける兒童に對して行はれた事業の成績であると云ふ觀察の下に理解せらるゝ必要のあることを示しておると云ふべきである。

第一表 取扱兒童年別表

年別	年齢別		計	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	合計	百分比
	男	女								
八歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
九歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十一歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十二歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十三歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十四歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十五歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十六歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十七歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十八歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
十九歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
二十歳	1	1	2	1	1	1	1	1	1	0.00%
計	19	19	38	19	19	19	19	19	19	100.00%
合計	19	19	38	19	19	19	19	19	19	100.00%

2 不良行爲の内容に關して

次に吾々は前表にあらはれたる年齢の兒童が如何なる行爲をなしたがために社會的保護を必要とするに到つたかを觀察しなければならぬ。而して第二表にあらはすものが其れである。

勿論純粹に兒童保護の立場にあるものに於ては其の兒童の行爲内容の何たるかによりて兒童の性情を測定し、其れのみによりて保護の方法を決定せんとする如き態度を取ることとは出来ないのみでなく、寧ろかゝる行爲過重の見方は全々慎しむべきものである。乍然所謂不良兒童と云はるゝ所のものが如何なる行爲をなすがために不良兒であると認めらるゝかと云ふことの研究は、其れ等の兒童が如何なる状態に置かれておるか云ふ社會的環境を推知するに多少の参考となり、幼少年の極めて陥り易き行爲に付ては社會一般の特別な注意を喚起するに努めねばならぬことを示すものである。而して其の研究に際しては其の行爲が如何なる状態で如何なる手段で行はれたかと云ふことが最も重要な事柄である。けれどもこの状態及び手段は千差萬別にして各人別に異つており従つて個別的記述編に於て説明するを便宜とする故にむしろ個別的記述編に於て示された様な各種の行爲がこの表にあらはれたる數の範圍に於て行はれたと解するを至當とするのである。各年齢別不良行爲別は第二表の示す通りであるが、今年齡を八歳—十四歳、十五歳—十八歳、十九歳以上の三期に別ちて觀察すると其の結果は次の様になる。

八—十四

十五—十八

十九及び其れ以上

窃盜

男 一七三

女 一三三

一九六

五五.九%

三二五

三三六

五九.四%

三四

四一

本府に於ける兒童保護状況と其の経過



項目	強迫		横領		詐偽	拘摸		浪費		浮浪		家出	怠惰		惡戲	亂暴	失火		性的	賭博	傷害	計	
	女	男	女	男		女	男	女	男	女	男		女	男			女	男					女
強迫	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
横領	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
詐偽	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
拘摸	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
浪費	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
浮浪	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
家出	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
怠惰	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
惡戲	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
亂暴	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
失火	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
性的	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
賭博	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
傷害	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

不良行為中最も多数であるは云ふまでもなく窃盗であつて全數九八五人中五七一、即ち五七、九七%は窃盜行為をなすものである。

これを八歳—十四歳、十五歳—十八歳、十九歳以上に年齢を分割して其の比率を見ても第一期のものに於ては窃盜は五五、二一%第二期では五九、四三%第三期では六〇、二九%であり各期間に付て大差はない。

其の次に多数を占めるものは浮浪家出であつて總數九八五人中一八三人即ち全體の一八、五八%に相當し、窃盜に於ける如く、これを三期に分割しても第一期二〇、二八%第二期一七、〇八%第三期二二、〇六%であつて、全體中約五分の一は浮浪の習慣を多分に有するものであることを認めることが出来る。勿論不良行為の内容を以上の如く分類はしても、其れは主たるものにて云ふのであつて窃盜をなす兒童は殆ど例外なく浮浪の習慣あり。詐偽、横領等に於ても窃盜浮浪等は必ずあると云ふ状態である。窃盜とか浮浪とか云ふ様な行為は吾々の取扱ふ兒童に於て、むしろ豫備門であつて、これから漸次専門的の不良行為に進んで行く。この事は相當裕福な家庭の兒童が、悪友の誘惑をうけて勝負事に興味を持ち、又は性的不良の方面に足を入れて浪費を出発点とすると云ふ様な行き方とは全々異つておる點である。吾等が取扱ふ兒童の多くは家庭が貧困であり、殊に他家に徒弟奉公して初めのうちは父兄若しくは雇主より與へらるゝ小使錢を以て満足したものが漸次欲望の増加と、其の分化とのために多額の金錢を使用するに至り或は學校の授業料を使ひ込み、或は親戚知己の金を窃取するに至る。

かくて不良行為のやゝ進むにつれて家庭も親戚知己もこれを教育的に取扱はずむしろ金銭に對する注意を嚴重にすることの結果「忍び込み」と云ふ様なことをもあへてするに至るのであつて窃盜もその仕方によりて種々の差異があるのであるが、乍然其の「ケース」が非常に多いと云ふことは兒童の環境が特にこの方面に走らせ易き状態であることを物語つておると云ふべきである。

第二表 不良行為の種類

年齢別	事項		窃盜	横領強迫	詐欺	拘摸撥拂	浪費	家出浮浪	怠惰	亂暴惡戯
	男	女								
八歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十一歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十二歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十三歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十四歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十五歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十六歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十七歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十八歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十九歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二十歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	10	15	10	15	10	15	10	15	10
合計	150	100	150	100	150	100	150	100	150	100
百分比	100	66.7	100	66.7	100	66.7	100	66.7	100	66.7

年齢別	事項	合計	性的不良	賭博	傷害	放火失火
八歳	1	1	0	0	0	0
九歳	1	1	0	0	0	0
十歳	1	1	0	0	0	0
十一歳	1	1	0	0	0	0
十二歳	1	1	0	0	0	0
十三歳	1	1	0	0	0	0
十四歳	1	1	0	0	0	0
十五歳	1	1	0	0	0	0
十六歳	1	1	0	0	0	0
十七歳	1	1	0	0	0	0
十八歳	1	1	0	0	0	0
十九歳	1	1	0	0	0	0
二十歳	1	1	0	0	0	0
計	20	20	0	0	0	0
合計	200	200	0	0	0	0
百分比	100	100	0	0	0	0

(3) 兩親の有無及び主たる保護者

次に不良兒童の兩親の存否及び主たる保護者の種類を統計的にあらはすと次の如くである。

第三表 兩親の有無及び主たる保護者 (其の一)

年齢別	事項	實父實母	實父ノミ	合計	百分比
八歳	1	1	0	1	100
九歳	1	1	0	1	100
十歳	1	1	0	1	100
十一歳	1	1	0	1	100
十二歳	1	1	0	1	100
十三歳	1	1	0	1	100
十四歳	1	1	0	1	100
十五歳	1	1	0	1	100
十六歳	1	1	0	1	100
十七歳	1	1	0	1	100
十八歳	1	1	0	1	100
十九歳	1	1	0	1	100
二十歳	1	1	0	1	100
計	20	20	0	20	100
合計	200	200	0	200	100
百分比	100	100	0	100	100

本府に於ける兒童保護状況と其の経過



同 六 年	尋 常 科 卒 業	高 等 科 一、二 年	高 等 科 卒 業	中 等 學 校 修 業	中 等 學 校 卒 業	專 門 學 校 在 學	不 明	計	百 分 比
三	六〇	三	三	一四	二	一	二五	四〇三	四一・〇
五	一七	四	一	三	一	一	五	一〇三	一〇・四
八	三〇	四	三	七	一	一	一〇	一三三	一三・四
六	二六	四	二	二	一	一	七	一〇五	一〇・六
二	三	二	二	一	一	一	一	四	四・七
一	二	一	一	一	一	一	一	六	〇・六
二	六	一	一	三	一	一	一	二七	二・七
三	九	四	二	一	一	一	一	六二	六・二
三	二五	一	一	一	一	一	四	五九	五・九
一	二	一	一	一	一	一	三	二八	二・八
一	一	一	一	一	一	一	二	三三	三・三
三	二〇	四	二	四	五	一	六	一〇〇	一〇・〇
五・三	二〇・四	四・八	二・四	四・七	〇・五	〇・一	六・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇

保護者が如何なるものであるかと云ふことは兒童の生涯の上に多大の影響を與へることは勿論である。

第三表に示す様に不良兒童に於ては實父、實母を有しこれが保護者となつておるものは全體九八五人中四〇四人であり、四一、〇二%に相當しておる。實父又は實母の一方が保護者となつておるものが二二、九五% 實父繼母、實母繼父を保護者としておるもの、一五、三三% 繼父母を保護者としておるものは、五、二八% 兄弟又は祖父母を保護者としておるもの、三、九六% 養父母もしくは其の一方其他親戚の者を保護者としておるもの、四、六八%であり、雇主を其の保護者としておるものは五、九九%である。

斯くして實父母を其の保護者とせざるもの即ち家庭的に異常状態に置かれたるものは實に五八、九八%に達しておる。一面これを大正十年に一四〇七五の兒童の調査を行ひたる結果に比較すると不良兒童に於ては實父母を有せざるもの如何に甚しきかを見ることが出来ると思ふ。即ち一四〇七五人の調査の結果は、全體の兒童中兩親を保護者とせざる者の数は九五二人であつて百分比は六、七%比較的不遇状態にある兒童。即ち不就學及び中途退學兒童に付て見てもこの種兒童一四八二人中兩親を保護者とせざるもの二七人、即ち一八、九%に相當する。かくして不良兒童の状態に比較すれば遙に良好であると云ひ得るであらう。又大正十四年府下三河島の一部に於て不就學、中途退學兒童の狀況調査の結果はこの種兒童二二五中兩親を保護者とするもの四六人であり、二〇、五%に相當する。

かくて不良兒童を生ずる原因一にして止らすといへども、家庭の不完全、ことに保護者關係異常なることが其の主たる原因の一つであることはこれを以てみても明らかであると思ふ。

これを前記の様な三期に別ちてみると次の様な結果となる。

	第一期(八歳—十四歳)	第二期(十五歳—十八歳)	第三期(十九歳以上)
實父 實母	一五三	二二七	二四
實父 母ノ	四三、一〇%	四〇、三九%	三五、二九%
實母 一方ノ	七六	一三四	一六
實母 一方ノ	二一、四一%	二三、八四%	二三、五三%
繼父 繼母	五二	九一	八
繼父 繼母	一四、六九%	一六、一九%	一一、七七%
繼父 中ノ一方	三	三	〇
繼父 中ノ一方	、八四%	、五三%	〇
兄弟 又ハ	一六	二一	二
兄弟 又ハ	四、五一%	三、七四%	二、九四%
祖父母 又ハ	二六	一九	一
祖父母 又ハ	七、三二%	三、三八%	一、四七%
養父母 又ハ	一六	三三	一一
養父母 又ハ	四、五一%	五、八七%	一六、一八%
一方又ハ他ノ親族	三	二二	三
一方又ハ他ノ親族	、八四%	三、九二%	四、四一%
主	一六	三三	一一
主	四、五一%	五、八七%	一六、一八%
ナ	三	二二	三
ナ	、八四%	三、九二%	四、四一%
其他	一	〇	一
其他	、二八%	〇	一、四七%
不明	九	一一	二
不明	二、五四%	二、一四%	二、九四%
計	三五五	五六二	六八一
計	一〇〇、〇〇%	一〇〇、〇〇%	一〇〇、〇〇%

以上は兒童保護着手當時に於ける保護者の種類であるが、保護者の種類が兒童の生涯の上に及ぼす影響に關する研究に付ては上の様な粗畧なものでは不十分たる事勿論であり、父母と生別死別の

區別、父母と別れたる時の年齢及び其の後繼父母の手にたくされたるものであるならば新しき父母を有するに到るまでの期間及び其の期間中保護者等に關する詳細なる調査を遂げねばならぬ。

とにかく父母と別れてからの保護者の變化状態の調査を行ひ、斯れと同様なる運命に遭遇した同年輩でかつ他の生活條件が殆んど類似して居る兒童に付て比較研究を行はねばならぬのであるが、實狀非常に雑多であつてこれを統計表に表はすことは困難であるから、此處では兩親其の他の保護者の係數上の區分を擧げて一般を報告するに止めんとするのである。

吾々の實際經驗した所によると、實父母以外のものを、しかも第一期、及び第二期の初期に於て保護者としなければならぬと云ふことは特に兒童の性情の上に不良なる影響をあたへること勿論であるが、殊に吾々社會的保護の任に當る所のものに於て注意を要するは實父母のうちの一方に生別又は死別した時にこれに代るべきものをもたすべきか如何と云ふことである。

第二期の末期及び第三期の年齢に達したるものに於ては假令片親であつても父母に依頼する程度が比較的少なく、又其の獨立よりうける悪影響も従つて少ないけれども、第一期及第二期の初期に於ける兒童は全々他に依存すべきものであるから、斯かる時期に父又は母を失つた時如何に處すべきかと云ふことは大なる問題であらう。家庭に繼父母を入れると云ふことは殊に兒童の上に多大な悪影響のある場合が多く、この表に於ても示されて居る様に、不良兒童の家庭に繼父又は繼母のあるものは第一期に於て一四、六五%第二期の兒童に於て一六、一九%であつて、實父母ならざる保護者の最大數を示して居るのである。乍然、しかればとてこの繼父母を入れないと云ふことにして



其の結果必らずしも良好ではなく、家庭生活に於ける他の條件の備りたる場合は別として、吾人の取扱ふ兒童に於ては前述した様に、絶對的に他に依存すべき年齢の兒童にして實父母中の一方を失ひ、父若しくは母は生計を樹つるがために終日勞務に従事し家居せぬことが多く、従つて兒童は獨り家に残りて孤獨の生活を餘儀なくせられ、家庭外に於ける生活を以て家庭の樂しみに代へると云ふ様な状態となる。斯かる異常状態に於ける結果は、兒童生活の破壊的方面に進み行くこと明らかである。云はねばならぬ。兒童が斯かる状態になつた時、これを拉し去りて感化教育を施すにしても重要な問題として兒童其のものの教育以外に家庭の整理と云ふことが残るのである。要之本表に示す所によりて明らかになることは第一に不良兒童の發生原因の一つに保護者の種類が異状であること。第二に家庭の整理と云ふことが感化教育上重要な問題であると云ふことである。

斯く云へばとて兩親の存否が兒童養育上に有する意味を餘りに強調し過ぎると云ふことは慎まねばならぬことの一つである。けだし其の弊害は保護方法實施に際して場合の如何を問はず、兩親の性質等を顧慮せずして徒らに兩親の許に兒童を押し付けると云ふ様な傾向を生じ易いが故である。兒童は兩親を撰擇することを許されないと云はれておる様に、自然的意味では兩親であるがしかし如何に考へても兒童を其の許に養育せしめることが不適當である場合のあることを否定することは出來ない。又兩親其の者は別としても、兩親が支配する家庭が兒童を託するに不適當であると考へらるゝ場合は決して少くないのである。斯かる場合吾々が特に他の保護者を求めねばならぬことは勿論である。

#### 4 保護依頼者の種類

次に吾々は上の様な保護者の下に置かれたる兒童の社會的保護は如何なる方面から申出でられたかと云ふことを統計的に觀察して見たいと思ふ。而してこれが兒童保護の實際の上に有する意義は家庭其他當然兒童の保護の任に當るべき所のものが、兒童の教養に關して如何なる程度の關心を有するかと云ふことを知り得ること、第二には兒童が種々の機關の手を経るに従つて其の自尊心を失ひ、自暴自棄の状態になるがために其の初心な心掛を失はざる間に保護の方法を實施しなければならず、従つて理想的には家庭若しくは學校等、第一次責任者から申出をうける様にならねばならぬのであるが、乍然實際上はこれと反對に種々の機關を経て相當に所謂「すれ」てから吾々の手に來るものが多いから、依頼者の種類別に關する係數は吾々が事業を進めて行く上に如何なる程度に兒童發見の方法を改善しなければならぬかを明かにすることである。

今總體に付て見ると總數九八五人中警察官署より依頼をうけたるもの五一、一七%、檢事局より依頼をうけたるものは二九、六四%、裁判所より依頼をうけたるもの一、〇二%、刑務所より受けたるもの二、五四%であつて、警察若しくは其れ以上の機關より依頼をうけたるものは八四、一七%の多きに及ぶ。家庭、學校、雇主、社會施設等第一次保護責任者より依頼をうけたる者一一、八七%其他投書及び直接發見(淺草公園等に於て)せるもの三、七五%である。即ち警察官署其他司法系統の官署から依頼を受けたるもの大多數の状態であつて、兒童の保護を最も有効ならしむるがためには、家庭若しくは其他の第一次的保護者の手から直接依頼を受ける様でなければならぬので

あるが、吾人事業の意義が未だ社會に熟知せられざると保護者に於て「全く手におへぬ」様になるまで他の力を求むる方針に出ず、一時的矯癖の方法として種々の懲罰をなすに止まり、眞の改善に努めない結果に依るのである。近來事業の進展に伴ひ兒童の年齢も若くなり、依頼者も亦家庭其他の第一次的保護責任者が漸次多くなつて來たのであるが其の状態は次回の報告に待ちたいと思ふ。

第四表 保護依頼者

年齢別	性別		家庭	雇主	學校	社會施設	投書	直接發見	警察署	検事局	合計	合計百分比
	男	女										
八歳	1	0	3								3	0.10
九歳	1	1	3								3	0.10
十歳	1	1	3								3	0.10
十一歳	1	1	3								3	0.10
十二歳	1	1	3								3	0.10
十三歳	1	1	3								3	0.10
十四歳	1	1	3								3	0.10
十五歳	1	1	3								3	0.10
十六歳	1	1	3								3	0.10
十七歳	1	1	3								3	0.10
十八歳	1	1	3								3	0.10
十九歳	1	1	3								3	0.10
二十歳	1	1	3								3	0.10
計	10	10	30								30	100.00
合計	10	10	30								30	100.00

裁判所	刑務所	合計	合計百分比
10	25	35	100.00
10	25	35	100.00

5 家族人員數

次に吾人が取扱ひたる兒童の家庭を構成しておる人員の數は如何なる状態であるかを觀察して見様と思ふ。

第五表 家族人員數

年齢別	性別		合計	合計百分比
	男	女		
八歳	1	0	1	0.10
九歳	1	1	2	0.20
十歳	1	1	2	0.20
十一歳	1	1	2	0.20
十二歳	1	1	2	0.20
十三歳	1	1	2	0.20
十四歳	1	1	2	0.20
十五歳	1	1	2	0.20
十六歳	1	1	2	0.20
十七歳	1	1	2	0.20
十八歳	1	1	2	0.20
十九歳	1	1	2	0.20
二十歳	1	1	2	0.20
計	10	10	20	100.00
合計	10	10	20	100.00

本府に於ける兒童保護狀況と其の経過